

登記事務の停止について

北海道の施行にかかる雨竜郡雨竜町の一部（雨竜町雨竜暑寒地区雄飛新生工区）の土地改良法に基づく国営換地処分について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、令和8年9月29日付をもって公告があったので、同法第116条の規定により下記不動産の登記申請並びに登記事項証明書、登記事項要約書の交付及び公図・地積測量図等の閲覧・写しの交付については、換地処分の登記が完了するまで事務を停止します。

令和8年9月30日

札幌法務局滝川支局

記

事務停止区域 雨竜郡雨竜町の一部

（雨竜町雨竜暑寒地区雄飛新生工区）

事務停止予定期間

令和8年9月30日～令和8年12月下旬